

# 資料 1

内閣府 先端的サービスの開発・構築等に関する調査事業  
「茨城県つくば市におけるインターネット投票に係る調査実証事業」  
有識者会議の設置について（案）

## 1. 目的

先端的サービスの開発・構築等に関する調査事業「茨城県つくば市におけるインターネット投票に係る調査実証事業」において、公職選挙におけるインターネット投票の実施に必要な諸課題を洗い出し、投票システム（運用含む）の技術検証、システムの監査等を行うため、有識者会議を設置する。

## 2. 主な検討事項

- (1) 検証項目の精査及び各種リスクに対する助言・提案を行うこと。
- (2) 検証に堪える機能要件を備えたシステム設計となるよう助言・提案を行うこと。
- (3) 投票システムが仕様通りに構築され、正しく動作することを確認すること。
- (4) 投票システムが定められた手順で運用されていることを確認すること。
- (5) 公職選挙の手順に組み込む際に確認すべき事項について助言・提案を行うこと。

## 3. 有識者会議の運営等

### (1) 座長

座長は、有識者会議の事務を掌理する。座長が有識者会議に出席できない場合は、座長代理がその職務を代理する。

### (2) 議事

- ・有識者会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- ・議事は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数の場合には、座長の決するところによる。

### (3) 議事内容の公表

・有識者会議における議事の内容等は、有識者会議終了後速やかに、議事要旨の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、議事要旨等の公表が有識者会議の円滑な運営に支障を及ぼす恐れがある場合は、座長は、期間を限り、その全部または一部を非公表とすることができる。

## 資料 2

### 委員名簿

(座長)	湯淺 壘道	明治大学大学院 グローバル・ガバナンス 研究科 教授
(座長代理)	大澤 義明	筑波大学 システム情報系 教授
	朝比奈 一郎	青山社中株式会社 筆頭代表
	雨宮 護	筑波大学 システム情報系 准教授
	新井 悠	NTTデータ エグゼクティブセキュリティ アナリスト
	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 シニアパートナー 弁護士
	河村 和徳	東北大学大学院 情報科学研究科 准教授
	斉藤 賢爾	早稲田大学大学院 経営管理研究科 教授
	坂尻 正次	筑波技術大学 研究担当副学長 教授
	清水 大資	一般社団法人選挙制度実務研究会 理事
	本田 正美	関東学院大学 経済経営研究所 客員研究員

(敬称略・50音順)

# 公職選挙におけるインターネット投票の実現に向けた技術的検証

## 資料3

### 先端的サービスのポイント

- ・マイナンバーカードの個人認証機能やブロックチェーン技術等を活用し、公職選挙において信頼性の高いインターネット投票を実現しうるか技術的検証を実施。

### 事業実施エリア

- ・茨城県つくば市(筑波大学周辺地区、つくば駅周辺地区、小田地区、宝陽台地区)

### 関連する規制改革提案

- ・公職選挙において信頼性の高いインターネット投票を実現するための制度整備(公職選挙法第38条(立会人)、第44条(投票場所)、第46条(自署・投函)、第50条(投票管理者と選挙人確認)など)

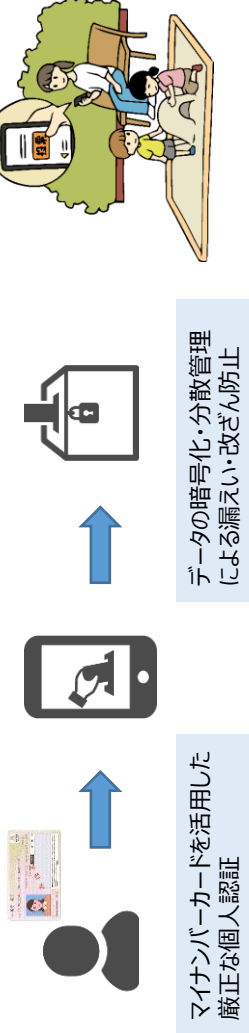
### 事業実施体制

- (代表者)  
VOTE FOR  
(構成員)  
パイプドビッツ、日本マイクロソフト、つくば市

### 具体的な事業内容

- ① インターネット投票においても選挙の基本原則(普通選挙、平等選挙、秘密選挙、自由選挙、直接選挙)を担保するため、マイナンバーカードの個人認証機能やブロックチェーン技術等を活用した本人確認や投票の秘密保持、買収・強要等による不正投票の防止について技術的検証を行う。
- ② ①と併せて、インターネット投票に関する市民の理解・関心を高めるための普及・啓発活動を行う。

### ○インターネット投票の実施手順



1. 投票を希望する人にユニークなコードを発行(≒投票所入場券送付)
2. コードを利用して投票画面へログイン(≒投票所入場受付)
3. マイナンバーカードで厳正な個人認証(≒投票用紙発行)
4. 候補者を選択し、投票する(≒記入・投函)
5. 投票結果は暗号化し、投票者情報と切り離して分散管理する(≒施設管理)
6. 投票の秘密を保持したまま正確に集計(≒開票・集計)

### ○社会実装に向けたスケジュール

- ～2020年度  
・インターネット投票に必要な要素技術の検討
- 2021年度  
・つくば市内の中等学校の生徒会選挙での実証
- 2022年度  
・スーパーシティに関連したテーマでインターネット投票を行い、技術的検証を実施
- 2023年度  
・規制所管省庁との議論・調整等を踏まえたインターネット投票の制度化の検討
- 2024年度～  
・住民の意向把握の上、つくば市長・市議会選挙へのインターネット投票の導入を目指す

## 資料 4

R3.9.30WGヒアリング つくば市提出資料  
④公職選挙におけるインターネット投票の実施

# 公職選挙におけるインターネット投票の実施

## 提案名

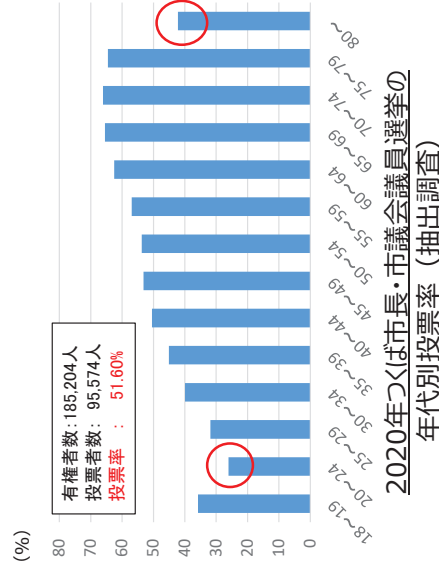
## 提案概要

インターネット投票で公職選挙

公職選挙で、選挙の基本原則（普通選挙、平等選挙、秘密選挙、自由選挙、直接選挙）が担保された、どこからでも選挙ができるインターネット投票を実現する。

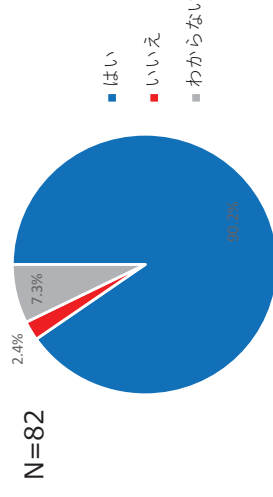
## 1. 現状と課題

### ○現状



- 昨年、つくば市長・市議会議員選挙の投票率は過去最低の51.6%で、20代前半の投票率は3割を切っているが、筑波大生を対象に行った調査では、インターネット投票の導入により、市民の政治参加が促されることが示唆されている。
- また、80代以上は4割程度となっており、住民からも年を取ると移動が困難になり、投票所まで行けないのでインターネット投票ができるようになるという声がある。

Q. 今後、投票所に行かなくても自宅や外出先などからスマートフォンやタブレットで投票（インターネット投票）できるようにしたら利用したいと思いますか。



2020年筑波大生に行ったアンケート（つくば市実施）

### 国が示している方向性

- 在外投票におけるインターネットの利用に向けて、2019年度に投票システムのプロトタイプを構築して実証実験を行ったところ。→その結果を受け、規制緩和へ
- 「特例郵便等投票」は、新型コロナウイルス感染症の療養者で一定の要件に該当しないといけない。

### つくば市が抱える問題

- 投票所までの移動手段がない。公共交通で市内全域を網羅できておらず、自家用車がないと移動が困難
- 住民が地理的、時間的な制約を受けており、結果として住民の政治参加が妨げられている状況が顕在化
- 投票所等での感染症リスクの感染拡大の懸念
- 感染症患者は行動制限のため投票が困難
- 投票所運営、投票結果集計等の職員負担とコスト増

### ○課題

- 投票所以外でも投票を可能とする。
- 若年層の投票率を向上させる。

→インターネット投票の導入

### 2. 新たな規制・制度改革の提案

#### ○現行制度

- ・ 公職選挙法において、インターネットによる投票は認められていない。

#### ○規制の特例措置の案

マイナンバーカードを用いた厳格な本人確認とセキュリティを確保した上で、インターネット投票（当日及び期日前）を認める。

（公職選挙法）

- ・ 公職選挙法第44条による投票場所について、インターネット投票については投票所以外の場所も認めること。
- ・ 第45条による投票用紙の交付について、インターネット投票については適用除外とすること。
- ・ 第46条による自書・投函義務について、インターネット投票については適用除外とすること。
- ・ 第48条の2による期日前投票について、インターネット投票については期日前投票所以外にも認めること。
- ・ 第50条の規定による投票管理者による選挙人の確認及び投票の拒否について、インターネット投票については適用除外とすること。
- ・ 第68条による無効投票について、インターネット投票については適用除外とすること。

（参考）特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（抜粋）  
（特例郵便等投票）

第3条 選挙人で特定患者等であるもの（以下「特定患者等選挙人」という。）の投票（在外選挙人名簿に登録されている選挙人（公職選挙法第49条の2第1項に規定する政令で定めるものを除く。）にあつては、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限る。）については、同法第48条の2第1項及び第49条第1項の規定によるほか、政令で定めるところにより、同法第42条第1項ただし書、第44条、第45条、第46条第1項から第3項まで、第48条及び第50条の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便等により送付する方法により行わせることができる。

#### 本人確認とセキュリティ確保

- ・ 共通デジタルID（つくパス）による厳正な個人認証  
マイナンバーカードで公的個人認証（初回のみ）、投票時は、顔認証とパスワードで本人確認
- ・ ブロックチェーン等の技術を活用し、投票結果は暗号化され、投票者情報と切り離されて集計。（投票の秘密確保、データ改ざん防止）

## 新たな規制・制度改革の提案

(参考資料)

### 3. 規制改革の提案内容

マイナンバーカードとブロックチェーン技術、共通デジタルID（つくパス）による厳正な個人認証と高度なセキュリティを実装したシステムを公職選挙に導入し、選挙の基本原則（普通選挙、平等選挙、秘密選挙、自由選挙、直接選挙）が担保された、どこからでも選挙ができるインターネット投票を実現する。

【インターネット投票】 制約と負担を軽減し、いつでもどこからでも投票可能に



共通デジタルID（つくパス）  
による厳正な個人認証

1. スマートフォン/タブレットにつくばアプリをインストール（初回のみ）
2. マイナンバーカードで公的個人認証（初回のみ）
3. つくばアプリで投票ページを参照し、顔認証とパスコードで本人確認
4. 候補者を選択し、投票
5. 投票結果は暗号化され、投票者情報と切り離されて集計

### ○利便性制の確保

- 様々な端末を利用可能  
スマートフォン、タブレット等を利用可能とする。  
(各端末のセキュリティを徹底)
- 時間、場所を問わず投票  
投票可能期間であれば24時間いつでも  
自宅、外出先、海外どこでも

### ○公正、信頼性の確保

- 買収、強要等による不正投票の防止  
紙の投票でも買収や強要を防ぐ術はないが、インターネット投票では立会人がいない分、一層の対策が必要とされている。  
→ 罰則規定強化による予防効果、投票を強要されたとしても後からやり直し投票（上書き投票）を可能とする方法等を検討
- アプリの脆弱性対策  
→ 罰第三者機関によるセキュリティチェック、投票毎の認証等を検討

## 4. これまでの実績

### つくばSociety 5.0社会実装トライアル支援事業の最終審査でインターネット投票を実施

#### 2018年度 ブロックチェーンとマイナンバーカードを活用した インターネット投票

投票システムにブロックチェーン技術を活用し、投票にマイナンバーカードを使用

- 本人認証：マイナンバーカード  
(パスワード6～16桁の入力)
- 投票場所：つくば市役所・つくばカピオ
- 投票媒体：投票所のタブレット
- 投票数：119票
- 地域別：茨城県65%（つくば市45%）、県外35%
- 検証結果：  
・マイナンバーカードによる本人認証で「投票の正当性を証明」  
・複数の公開鍵と秘密鍵による「投票における秘密性を担保」  
・ブロックチェーン技術による「改ざん防止の実現」

#### 2019年度 ブロックチェーン、マイナンバーカード、顔認証技 術を活用したインターネット投票

投票システムにブロックチェーン技術を活用し、投票にマイナンバーカード及び顔認証技術を使用

- 本人認証：マイナンバーカード、顔認証技術  
(パスワード4桁の入力)
- 投票場所：つくば市役所、自宅等
- 投票媒体：自宅等のPC、投票所のタブレット  
※カードリーダー、ネット環境が必要
- 投票数：150票
- 地域別：茨城県47%（つくば市42%）、東京都9%、  
埼玉県2%、千葉県2%、  
そのほか新潟県、大阪府等
- 検証結果：  
・顔認証技術で「利便性が向上」  
・自宅PC等投票の実現により「場所・時間にとらわれない投票が可能」

#### 2020年度 デジタルIDを活用したインターネット投票

投票システムにブロックチェーン技術とデジタルIDを活用し、投票にスマートフォンとマイナンバーカードを使用

- 本人認証：デジタルID  
(メールアドレス・マイナンバーカード  
6～16桁のパスワード)
- 投票場所：どこでも投票可能
- 投票媒体：スマートフォン、PC等
- 投票数：354票（マイナンバーカードでの投票86票）
- 地域別：東京都36%、茨城県31%（つくば市  
24%）、そのほか沖縄県、NY州等
- 検証結果：  
・スマホ投票の実現により「投票数が向上」、  
「場所・時間にとらわれない投票が可能」等

#### 2021年度 茨城県立並木中等教育学校・生徒会選挙で の実施

投票システムにブロックチェーン技術とデジタルIDを活用し、投票にスマートフォンを使用

- 本人認証：メールアドレス
- 投票場所：茨城県立並木中等教育学校
- 投票媒体：スマートフォン
- 投票数：130票
- 検証結果：実際の選挙を想定したインターネット投票の実施等

→つくばスーパーサイエンスシ  
ティ構想に係る住民の意向  
の把握での活用、3年後の  
市長・市議会選挙への導入



5. その他 ① 電子投票とインターネット投票の違い

	投票用紙で投票	電子投票	インターネット投票
方法	投票所に行き、用紙に候補者名や政党名を記入して投票箱に	投票所に行き、設置されているタッチパネルを操作して投票	投票所に行かずに、どこからでもパソコンやスマートフォン等から投票
(期日前投票)	選挙の公示日または告示日の翌日から選挙前日の決められた時間帯、投票所で投票		厳正な本人確認の上、選挙の公示日または告示日の翌日から選挙期日（投票日）の期間、 <u>24時間いつでも投票が可能</u>
(不在者投票)	郵送による投票、指定病院等の施設での投票、もよりの市区町村へ投票用紙を持参。適用対象は限定され、事前の証明や書類請求等が必要		
長所	投票所に立会人がおり二重投票を防ぎ、投票の秘密は守りやすい	開票作業は迅速になり、疑問票もなくなる。立会人もおり、不正投票も防げる	外出が困難な高齢者や地方の人も投票が <u>楽にでき、若者の投票率アップも期待</u> 。開票作業も迅速に
課題	開票作業に大勢の職員が必要で時間もかかる。若者の投票率低下も招いているとの指摘も	サーバーダウンで投票ができなくなったケースも。コストも高く、現在は実施自治体なし	サイバー攻撃やシステムトラブルの危険性。立会人がいないため、望ましい投票を強要される恐れもある

(参考：東京新聞Web 2021年7月26日記事 <https://www.tokyo-np.co.jp/article/119214>)

## 5. その他 ②総務省の実証実験や国が示している方向性

### (1) 在外邦人の投票について

- ◆ 日本国外に住む18歳以上の日本人は、約108万人（2019年）、うち約**10万人**が**有権者登録**し、そのうち約**2万人**が**投票**
- ◆ 総務省は、2019年度から「在外選挙インターネット投票システム」の実証を開始、世田谷区や盛岡市、千葉市等で実験。在外投票に絞った実証のため、今後はより身近な選挙で実際に投票できる人が増えるつくば市の取組が必要と考える。

### (2) 自治体における実証実験や社会実装について

- ◆ 2002年の電磁記録投票法施行以来、岡山県新見市や京都市等、10自治体で**電子投票**を実施  
投票所内で電子機器を用いた投票が実施されたが、システム不具合により選挙無効となった「可児ショック」や海老名市のトラブル、国政選挙への導入に繋がらなかったことにより利用は広がらず、2016年青森県六戸町議補選を最後に行われたいない。導入が促進する場合は運営側等のリテラシーの問題に帰属するため、インターネット投票においては、検証を積み重ねてきたつくば市で取組む優位性がある。



左：六戸町の開票所の様子、中央：記録媒体、右：電子投票機器  
(株式会社VOTE FOR提供)

### (3) 政府、各党の動き

- ◆ 政府の動き  
**デジタル庁の設置**、平井大臣と河野大臣の関心、マイナンバーカード普及施策の加速
- ◆ 各党の動き  
若手議員中心に超党派で議論・検討が進む。  
維新や立憲などでインターネット投票法案の提出も。



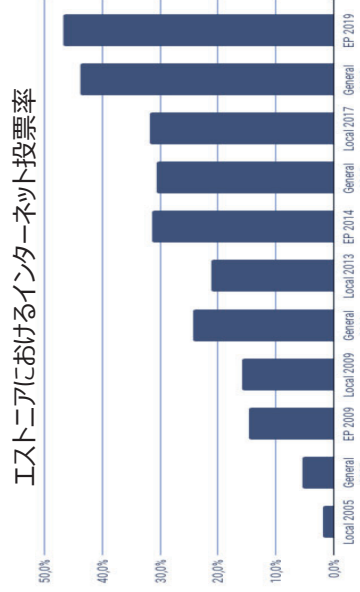
2018年4月18日、超党派7名の国会議員と有識者が参加したセミナー  
(株式会社VOTE FOR提供)

- ・2016年 自民党オープンエントリー（参院選候補者選定）候補者を公募で受け付け、投票者もネットで登録してネット投票
- ・2017年 自民党の若手国会議員でつくる「若者の政治参加検討チーム」は自宅のパソコンなどで投票できるインターネット投票の解禁を総務相に提言、主権者教育の推進等も訴え
- ・2020年 国民民主党が代表選でネット投票実施  
党員・サポーター向けにネット投票を実施、玉木雄一郎代表はネット投票の実現を選挙公約に掲げて立候補して当選
- ・2021年 立憲民主党と国民民主党がネット投票法案提出  
外部から有識者を招いて法案作成、投票機会の平等を訴求

## 5. その他 ③ 海外などでの導入事例

### (1) エストニア

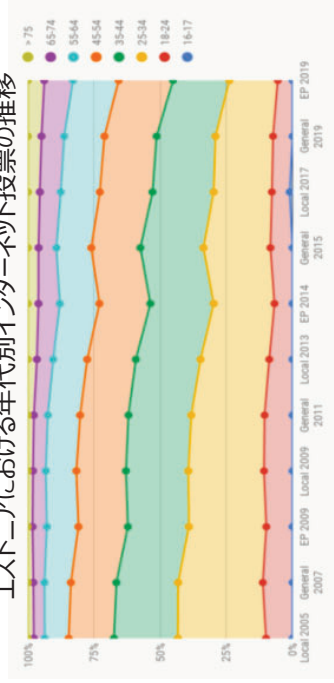
- ◆ 2005年の地方議会議員選挙、2007年の国政選挙からネット投票を導入、近年の国政選挙では投票者の**4割超がネット投票**を選択



(Estonian National Electoral Committee HPより)

- ◆ 若年層よりも中高年層の利用が多く、75歳以上でも一定程度利用

エストニアにおける年代別インターネット投票の推移



(Estonian National Electoral Committee HPより)

- ◆ 人口130万人のほぼ全てがIDカードを保有、期間中の投票確認とやり直し投票が可能
- ◆ 現状、P Cのみ（スマートフォン及びタブレットからは投票できない）

### (2) 韓国

- ◆ 中央選挙管理委員会は電子投票機器の開発や投票システムの構築を推進しており、**政党内の選挙や町内会の役員選挙等で利用**されている。

### (3) 米国

- ◆ 電子機器を用いた投票はおよそ4分の1の自治体で導入されており、**インターネット投票は在外投票や市議会議員選挙等の一部で導入**
- ◆ ウェストバージニア州ではブロックチェーンを用いたモバイルアプリから、アリゾナ州やコロラド州ではポータルサイトから、他にもメールやFAX等で在外投票を受付

### (4) スイス

- ◆ 一意の国民IDは用いられず、選挙ごとに投票に必要な情報（投票を識別する複数のコード）が郵送で届く仕組み。加えて、**生年月日と出身地を入力することで投票が認められる**。「出身地の入力」は隠れたコードとなり、なりすまし等の不正に有効
- ※上記ジューネーブシステムは開発費高騰のため運用停止

### (5) フランス

- ◆ 2012年の下院議員選挙でインターネット投票を導入。2017年システムのセキュリティ懸念により中止となったが、2019年**12,000人が参加する大規模なセキュリティテストを実施**。2021年から再開予定

### (6) ロシア

- ◆ 2020年5月に遠隔投票を可能とする連邦法を制定し、6月の国民投票で**ブロックチェーン投票システムを導入**
- 宇宙ステーションからの投票も実現



## 5. その他 ④インターネット投票の課題とそれをどのように乗り越えるか

課題項目	対応の考え方及び対応方策
1. 本人確認の確実な実施	マイナンバーカードの海外利用を前提に公的個人認証サービスにより確認
2. 在外選挙人名簿との照合	在外選挙人名簿サブシステムに、個別の市町村ごとにインターネット投票を行う選挙人を登録し、各市町村は、自団体分のみにアクセス可能とする。
3. 投票の秘密の確保 ①投票データの暗号化等 ②選挙人と投票データの事後的なマッチング防止	①投票データを暗号化して投票（送信）。投票データの復号にあたっては、本人情報を切り離れた上で行う。 ②選挙人の電子署名を付与した投票データは、検証（本人確認）後に電子署名を削除し、選挙人情報とは切り離して保存することにより、事後的なマッチングを防止。
4. システムダウン対策 ①システムの安定稼働 ②システムへの不正アクセス等の対策 ③一斉アクセスに係る負荷への対策	①各サーバに対するサイバー攻撃や自然災害等によるシステムの故障・ダウン等に備え、サーバの二重化・バックアップの対策を検討。 ②不正アクセス、DDoS攻撃等の対策として、ファイアウォールや侵入検知・防止システム（IDS/IPS）の構築、プロバイダ側で提供しているDDoS対策サービスの利用等を適切に判断。 ③在外選挙人が一斉にアクセスした場合の負荷にも耐え得るサーバ容量の確保や、負荷分散など輻輳（通信の許容量を超える状態）を回避する技術的な仕組みを整備。
5. データ改ざん等への対応（システムの信頼性確保）	不正な書換え等がないなどのデータの正確性の確保及びシステムの安定稼働のため、アクセスコントロール、サーバの二重化・バックアップ、ファイリング対策などの技術的対策を講じる。また、事後検証が可能で、システムが正常に動作することを保証する一助として各種監査証跡（ログ）や証拠書類を保存。
6. 事後的な投票内容の検証手段（開票結果の正当性）	争訟対応ならびに事後検証に備え、システム全般の信頼性を担保するための各種監査証跡（ログ）や証拠書類を保存。
7. セキュリティ対策 ①通信回線に対するセキュリティ確保 ②個人端末に対するセキュリティ確保 ③テスト・実証環境の整備 ④投票システムと開票システムの関係	①投票データの暗号化に加え、経路の暗号化（通信の暗号化）などの技術的対策を講じる。 ②個人端末については、選挙人の自己責任を原則とするが、セキュリティ対策のアップデート等に関する啓発、システムの正常な動作が一般的に確保される端末・OS等についての公表・周知、ヘルプデスクの設置などの対策を講じる。 ③システム開発後の運用開始前ならびに実運用開始後においても、様々なケースに備えた十分なテスト、実証を行う環境を整備し、検証を行う。 ④投票システムと開票・集計システムはデータ抽出・移送によるリスクを生まず、かつ、概念としては分かれたものとし、開票管理者が開票立会人の立会いの下で開票作業を開始することに相当する手順を経てから開票・集計に係る処理を行う。
8. その他の想定されるリスク ①諸外国におけるインターネット接続規制 ②内部統制	①国によりインターネット環境が異なる中、サイトブロックなどの緊急時対策として、在外公館において投票ができる環境整備を図る。 ②選挙事務従事者等の内部関係者の不適切な行為による不正やミス未然に防止するための対策（アクセス権管理、二要素認証、監視、二重チェック、透明性の高いフロー）、迅速に検知する仕組み、罰則規定等、技術・運用・制度の観点から対策を講じる。
9. その他の対応 ①視覚障害者等向けの音声による対応（音声読み上げシステム等） ②投票画面の表示方法（候補者情報の一覽性確保）	①バリアフリーを考慮し、誰もが容易に認識し自分で投票できるよう、候補者表示を音声読み上げ対応などアクセシビリティ向上のための技術的対策を講じる。 ②候補者間の有利・不利が出ない対策を講じる。

## つくば市の規制改革提案に係るこれまでの議論

### つくば市の規制改革提案に対する総務省の回答

(提案) マイナンバーカードと共通デジタルIDを活用した公的個人認証による一人一票の担保と、ブロックチェーン技術による秘密が守られ改ざん不可能で透明性を持ったインターネット投票を、スマートフォン等から行えるようにする。

(回答) ご提案のインターネット投票については、現行制度上、一定の障害者等を対象とした郵便等投票など、極めて限定的にしか認められていない投票管理者等が不在の投票を、国内の選挙において何らの要件なしに認めるものであるなど選挙の公正確保等の観点から課題があり、選挙制度の根幹に関わる問題であるため、各党各会派における議論が必要であり、特区として実験的に行うべきものではないと考える。なお、総務省としては、まずは在外選挙におけるインターネット投票の導入について、国会における議論なども踏まえて検討してまいりたい。

### 国家戦略特区ワーキンググループヒアリング（令和3年9月30日）委員の指摘と総務省の回答（概要）

○ つくば市の提案のどこがまずいのか、国家戦略特区として地域を限って実験的に行うことにごどのような問題があるのか。

→ 国内の選挙・投票において立会人・管理者が不在の投票は極めて限定的にしか認められていない。郵便等投票はこれまで各党の議論を経てやってきており、つくば市の提案である、投票当日も、何らの要件もなしにインターネット投票を認めることは、選挙制度の根幹に関わるため、特区で実験的に行うべきではないと考えている。

○ 「投票環境の向上方策等に関する研究会」報告（平成30年8月）に示されている6点の主な課題のほかに何が具体的な問題なのか。

→ 立会人や管理者が不在の投票となること。マイナンバーなどにより以前よりは本人確認などが容易になるとは思うが、立会人・管理者がいない投票をどこまで認めるかは、やはり各党間で幅広く議論していただかなければならないと考える。

○ 社会の中でリスクゼロということはあり得ないのだから、ルールを決めて実証実験をし、社会実装することが重要ではないか。また、海外でできるのであれば国内でできないことはないのではいか。

→ 公職の選挙でそうした実験的なことをやるというのは、ふさわしくないとと思う。在外選挙については郵便投票が誰でも任意ででき、管理者・立会人不在の投票ができることになっている。

# つくば市の規制改革提案に係るこれまでの議論

## 第2回スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する専門調査会（2月9日）におけるインターネット投票に関する発言

### ○高橋委員

スマホやパソコンの端末で投票の秘密が守られる環境を確保できるか、こういう点で疑念が払拭できないという問題があります。そのため、所管官庁は買収や強要などの事態が横行するのではないかと懸念を持っているわけです。この場合に、この種の懸念に対しては、有効な解決策の提示が重要です。

例えば、公選法を改正して、条例によって選挙事務所において投票のために端末が利用されないよう配慮する義務を選挙責任者に課すことができるようにする。かつ、選挙責任者の違反に対しては連座制を本人に適用する、そして、特定の候補者について運動した者については、有権者に対してスマホやパソコンを用いた投票の動作の確認を求め、あるいは確認してはならないとする禁止規定を罰則で設ける等の提案をする。さらには、何人にもあっても有権者に対してスマホ、パソコンを用いた投票の動作の確認を求め、確認してはならないとする規定を設ける等、柔軟な発想、対処方法を示しつつ働きかけをすべきではないかと思っております。

### ○原国家戦略特区WG座長代理

…その意味でいうと、先ほど高橋委員からもインターネット投票の話もありました。これはまさに大胆な提案であり、こういった項目を、ぜひ高橋委員のような知恵も活用しながらできるとよろしいのではないかと思います。ここはそれこそ大臣や副大臣、政務官のお力添えなくしてできない項目だとは思いますが、何とかよろしくお願いできればと思います。

### ○竹中委員

…さっきのブレークスルーではないですが、一定の胆力を持ってやっていかないとブレークスルーは出てこないということもありますので、今回いくつかの提案が出ているのだけれども合意していない、インターネット投票がいい例だと思おうのですけれども、そのような問題を2つか3つでもいいから取り上げて、少し徹底的に特区諮問会議、規制改革会議の力も借りながら議論する。そういう問題意識を継続していく必要があるのではないかと思います。…

# つくば市の規制改革提案に係るこれまでの議論

## 第3回スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する専門調査会（3月4日）におけるインターネット投票に関する発言

### ○竹中委員

これは事務局に対するお願いと市長に対するお願いでもあるのですが、前回ここで議論したときに、スーパーシティとしてはやはりまだ物足りない、もっともつとそれを強化してくれということをお願いして、そして、今日に至るまで一体どういう進展があったのかということ、そのときにやはりインターネット投票の話がすぐ出たと思うのです。たしか前回、高橋先生がものすごくいい提案をしてくださって、高橋先生の提案を中心に政策を決めるラストミニッツ、ペリーラストミニッツはすごい大事だと思えますので、諮問会議までに高橋先生の提案に基づいて、事務局に是非御尽力いただきたいし、そのことを五十嵐市長にも是非御理解いただいたいて、このインターネット投票を是非できるように、そうすると、非常に大きな目玉になると思いますので御尽力をお願いしたいと思います。

### ○原国家戦略特区WG座長代理

つくばに関してはインターネット投票、これは先ほど議論がありましたけれども、何とか実現しないとけないと思います。

## 第53回国家戦略特別区域諮問会議（3月10日）におけるインターネット投票に関する発言

### ○竹中委員

・・・ただし、資料6、民間議員の共同ペーパーにも書きましたように、また、八田議員から今御説明がありましたように、世界に誇る21世紀まるごと未来先取り都市というにはまだまだ力不足で、今後も相当のてこ入れをハンズオンで行う必要があると思います。典型的には、つくば市が希望しているインターネット投票、これを是非実現するよう、政府は努力をしていただきたいと考えっております。・・・

【参考】第53回国家戦略特区諮問会議（令和4年3月10日）資料6「国家戦略特区の運営について」（抜粋）

1. スーパーシティ等の指定について  
○ スーパーシティについて、一昨年末以来の提案募集プロセスを経て、2自治体が候補として示された。加えて、制度発足当初からの懸案だったバーチャル特区（複数自治体の連携）について、デジタル田園健康特区として候補が示された。提案募集に応じて尽力いただいたすべての自治体に感謝し、事務局の努力を多量とした。
- しかし、今回候補として示された自治体の提案内容をみれば、これまでに指定された国家戦略特区と比して、大胆な規制改革は乏しい。スーパーシティ本来のコンセプト（未来社会の先行実現する都市を作る）とまだ隔たりがあり、「これが日本政府の描く未来社会」と世界に胸を張って提示できるレベルに至っていない。今回これら自治体を指定するとすれば、さらに大胆な提案を追加し、国において規制所管省庁と協議調整し、指定から一年以内に本来のコンセプトに沿った規制改革を実現することを条件とすべきである。
- スーパーシティの募集は、革新的提案を求めるため、今後も続けていくべきである。さらにデジタル関連のバーチャル特区に関しても、健康以外の分野でも、積極的な提案を募集すべきである。なお、バーチャル田園健康特区については、デジタルで離れた地域を結んで特定分野に取り組みの特質を示す名称にするのが好ましい（例えば「デジタル田園健康特区」など）。
- 今回のスーパーシティの選定プロセスでは、「規制所管省庁と合意した規制改革項目が複数あること」が要件として示された。これは「大胆な規制改革提案ではなく、各省庁と折り合いのつきやすい提案を出したほうが指定されやすい」との誤解を生んだことを危惧する。国家戦略特区制度の根幹は、自治体や企業が大胆な規制改革提案を行い、国がこれを実現することである。今後の運営に支障をきたさないよう、制度趣旨を改めて徹底する必要がある。

# つくば市の規制改革提案に係るこれまでの議論

## つくば市の規制改革提案に係る国家戦略特区ワーキンググループからの確認事項に対する総務省回答（概要）（令和3年10月～11月、概要続）

○ 公職選挙におけるインターネット投票の実施に当たった具体的な課題とその解決に向けた方向性について。

具体的課題以前の問題として、つくば市提案の公職の選挙を対象とするインターネット投票については、現行の公職選挙制度上、重度の障害者等を対象とした郵便等投票など、極めて限定的な場合（投票機会の確保が著しく困難な場合）にしか認められない投票管理者・立会人が不在の投票を、国内の選挙において特段の要件なしに認めるものである。これは選挙の公正確保等の観点から課題があり、公職選挙制度の根幹に関わる問題であるため、各党派において議論が必要であり、特区として実験的に行うべきものではないと考えている。

在外選挙のインターネット投票の実施に当たった具体的な課題とその解決に向けた方向性については、「投票環境の向上方策等に関する研究会報告」で示しており、そのうち主なものは、当方の説明資料に「主な課題」として記載したとおりである。

総務省においては、マイナンバーカードの海外利用を前提に、在外選挙のインターネット投票について調査研究を進めているところであるが、導入に当たっては、通常のシステムと異なり、投票の秘密保持という選挙特有の課題に対応し、限られた短期間（選挙期間）の中で適切に投票事務を行うことができるシステムでなければならぬこと

・ 仮にシステムの不具合があった場合であっても再度やり直しはできず、選挙無効となるおそれ（国会議員が一定期間不在となるおそれ）があることも考えら  
れること  
など、重要な課題を乗り越える必要があることを踏まえ、慎重に検討を重ねることが必要と考えている。

○ 現行制度上投票管理者・立会人が不在の投票が認められている類型に限りインターネット投票を認めることについて。

投票管理者・立会人が不在の投票については、投票所に行くことができない者の投票機会の確保と選挙の公正確保の調和の観点から、現行制度が成り立っているところである。インターネット投票という新たな投票方法の導入については、選挙の公正確保の観点から、本人確認の確実な実施、投票の秘密の保持、システムのセキュリティ対策などの課題を克服する必要があるため、各党派において十分に御議論をいただく必要があると考えている。

○ 地方議会での議決や住民の合意を得た自治体において、当該自治体の地方選挙に限定し、インターネット投票を認めることの可否について。

・・・仮に、インターネット投票で、トラブルや不正があった場合、選挙争訟により長や議員の不在期間が長期化し、自治体運営に著しい不都合が生じる可能性があり、一つの自治体の選挙であっても政治的にも大きな影響が及ぶものであるため、一般的な制度として各党派において十分な議論を要するもの  
と考えている。

なお、特区に限ってインターネット投票を認めることすれば、投票管理者・立会人が不在の投票が認められるかどうかについて自治体間で差異が生じることなるが、こうした差異を許容するかどうかについても、投票が選挙制度の基本的事項であることから、各党派において十分に御議論をいただく必要がある  
と考えている。



# つくば市の規制改革提案に係るこれまでの議論

## つくば市の規制改革提案に係る国家戦略特区ワーキンググループからの確認事項に対する総務省回答（続）

○ インターネット投票の実証実験を進める観点から、つくば市の提案のうちどこが問題なのか、「投票環境の向上方策等に関する研究会」報告（平成30年8月）に示されている6点の主な課題のうち、どの点が問題になるのか、どうすれば技術的課題を解決し実施できるか。

（回答）つくば市提案の公職の選挙を対象とするインターネット投票については、技術的課題以前の問題として、現行の公職選挙制度上、重度の障害者等を対象とした郵便投票など、極めて限定的な場合（投票機会の確保が著しく困難な場合）にしか認められていない投票管理者・立会人が不在の投票を、国内の選挙において特段の要件なしに認めるものである。これは選挙の公正確保等の観点から課題があり、公職選挙制度の根幹に関わる問題であるため、各党各会派における議論が必要であり、特区として実験的に行うべきものではないと考えている。

その上で、つくば市提案の問題点について、現時点でつくば市提案資料から読み取ることができる点について、あえて申し上げれば、以下の通りである。

### 1. 本人確認の確実な実施

つくば市は共通デジタルID（つくパス）による個人認証として、マイナンバーカードで初回のみ公的個人認証を行い、投票時は顔認証とパスコードで本人確認を行おうとしている。仮に投票時にマイナンバーカードの署名用電子証明書をを用いない方法であるとすれば、

- ・ アプリインストール時の認証後に住所や氏名に変更があった場合、投票時に本人の住所や氏名が住民票上の住所や氏名であることを担保できない
- ・ 顔認証の活用については、一定の確率で本人を拒否したり、他人を本人と誤認してしまうといったセキュリティ上や利用面での課題があるとされていることから、投票時にもマイナンバーカードの署名用電子証明書をを用いる方法に比べて、本人確認の信頼性に劣るのではない。

### 2. 投票の秘密の確保

現行制度上、やり直し投票（上書き投票）は認められておらず、確定投票後に誰が記載した投票用紙かを特定して、やり直し投票することは不可能である。つくば市は、投票結果は暗号化され、投票者情報と切り離されて集計されている一方で、やり直し投票を可能とする方法を検討している。やり直し投票を行うためには、投票結果と投票者情報を紐づけて保存しておく必要があると考えられ、現行制度や投票の秘密の確保との関係はどう考えているのか。

### 3. セキュリティ対策 及び 4. システムダウン対策

つくば市の提案には、「高度なセキュリティを実装したシステムの導入」、「各端末のセキュリティを徹底」、「アプリの脆弱性対策（第三者機関によるセキュリティチェック、投票ごとの認証等を検討）」といった説明しかない。

### 5. 事後的な投票内容の検証（開票結果の正当性） 及び 6. その他対応

つくば市の提案に説明がない。

# つくば市の規制改革提案に係るこれまでの議論

## つくば市の規制改革提案に係る国家戦略特区ワーキンググループからの確認事項に対する総務省の回答（令和4年3月、概要）

○ 以下①から③までの措置を講じた上で、当該自治体の地方選挙に限定し、つくば市長及びつくば市議会選挙においてインターネット投票を導入することの可否について。

- ① 初回のみならず、投票ごとにマイナンバーカードの電子証明書を用いて本人確認を行うこと
- ② 投票の秘密保持と公正な選挙確保のため、公職選挙法にインターネット投票への干渉に関する罪を新設すること
- ③ セキュリティ対策、システムダウン対策として、トラブルがあった場合、再投票までの間任期を延長する特例規定を新設すること

→ つくば市提案の公職の選挙を対象とするインターネット投票については、これまで回答してきているとおり、技術的措置や罰則以前の問題として、現行の公職選挙制度上、外出困難な重度の障害者等を対象とした郵便等投票など、極めて限定的な場合（投票機会の確保が著しく困難な場合）にしか認められない投票管理者・立会人が不在の投票を、国内の選挙において特段の要件なしに認めるものである。これは選挙の公正確保等の観点から課題があり、選挙制度の根幹に関わる問題であるため、各党各会派における議論が必要であり、特区として実験的に行うべきものではないと考えている。

仮に、インターネット投票で、トラブルや不正があった場合、選挙争訟によって自治体運営に著しい不都合が生じる可能性があり、一つの自治体の選挙であっても政治的にも大きな影響が及ぶものであるため、実際の選挙で行う場合には、一般的な制度として各党各会派における十分な議論を要するものと考えている。

なお、特区に限ってインターネット投票を認めることとすれば、投票管理者・立会人が不在の投票が認められるかどうかについて自治体間で差異が生じることとなるが、こうした差異を許容するかどうかについても、投票が選挙制度の基本的事項であることから、各党各会派において十分御議論をいただく必要があると考えている。

なお、御提案③の「トラブルがあった場合、再投票までの間任期を延長する」措置が、「インターネット投票のトラブルにより選挙争訟となり選挙無効となった場合には、再選挙により当選人が決まるまでの間現職の地位を維持する」という意味であれば、選挙は、選挙人の代表を決める民主主義の根幹をなすものであり、選挙が選挙争訟となり選挙無効となった場合において現職の地位が維持されるものでないことから、御提案③のような措置は困難であると考えている。

## 資料6

## 検証項目（案）

No.	大項目	小項目（技術検証含む）	検証方法	プレ住民投票	公職選挙
1	厳正な本人確認・個人認証 （一人一票）				
1-1		デジタルID（つくスマ）による投票者登録＝投票所入場券の自宅への送付に相当	対象者のうち、スマホアプリ「つくスマ」をダウンロードしたユーザーが、投票者登録できることを確認する	○	○
1-2		投票用コードによる投票権確認＝投票所入場券の投票所受付での提示に相当	投票者認証画面に投票用コードを入力し、有効なコードに限りマイナンバーカード認証画面へ進めることを確認する	○	○
1-3		マイナンバーカード及び署名用電子証明書のパスワードによる本人確認＝投票用紙の発行に相当	投票券認証画面でマイナンバーカードの署名用パスワードを入力し、有効なカードに限り投票画面に進めることを確認する	○	○
2	投票の秘密の担保 （秘密投票）				
2-1		投票データへの不正アクセス・漏えいを防ぐ＝選挙期間中の投票箱の管理に相当	アクセス制御、ファイアウォール、システム監視等が稼働していることを確認する	○	○
2-2		管理者（運営者・システム担当者）も投票内容に閲覧することができない＝選挙期間中及び開票時の投票箱の管理に相当	暗号化及びハッシュ化（ブロックチェーンの利用等）により、管理画面及び登録データから個別の投票内容を知ることができないことを確認する	○	○
3	買収強要の防止 （自由選挙）				
3-1		本人の自由意思による投票であることを確認を投票手順に含める＝投票管理者及び投票立会人に相当	投票画面内または前ページに確認欄が表示され、確認後に限り投票できることを確認する	○	○
3-2		本人の自由意思による投票であることを事後のアンケート等で確認する＝投票管理者及び投票立会人に相当	投票完了画面内または次ページにアンケート欄が表示され、回答できることを確認する	○	○
3-3		投票の買収強要行為を禁じる旨を、投票案内時に周知する	投票案内のチラシやwebサイト上に表示されていることを確認する	○	○
3-4		やり直し（上書き）投票の検証		○	－ ※要検討
4	障害・負荷対策の実施				
4-1		不正アクセスや過負荷に耐えられることを検証する	脆弱性診断およびホワイトハックを実施し、その結果を確認する	○	○
4-2		データの改ざんや機器不良、電源喪失に備える	投票データを複数台のノード（サーバ）で分散管理していることを確認する	○	○
4-3		回線又はデバイスの不具合等により投票できない人のために、市内拠点に投票窓口を設置する	投票窓口の設置及び運営の状況を確認する	○	○
5	公正性の担保				
5-1		投票履歴を記録し、事後検証を可能とする＝投票用紙の事後管理に相当	システムへのアクセス権限を管理し、ログを取得して一定期間保存する	○	○
5-2		管理者（運営者・システム担当者）も投票内容に閲覧することができない＝選挙期間中及び開票時の投票箱の管理に相当	暗号化及びハッシュ化（ブロックチェーンの利用等）により、管理画面等からデータを削除したり改ざんできないことを確認する	○	○
5-3		開票立会人による不正の防止＝開票管理者に相当	有識者による監査及び立会を実施する	○	○
6	投票機会の平等の担保				
6-1		インターネットに接続可能なパソコン及びスマートフォンから投票可能とする	主要ブラウザの最新版から投票できることを確認する（chrome・safari・Edge・Firefoxで約95%をカバー）	○	○
6-2		自書の困難な人も代理人を介さず投票できる環境を構築、音声による支援も実施する	投票窓口にて専用機器を設置し、正しく動作することを確認する	○	○
6-3		回線又はデバイスの不具合等により投票できない人のために、市内拠点に投票窓口を設置する（再掲）	投票窓口の設置及び運営の状況を確認する	○	○
7	（今後実証詳細を検討する中で、追加検証項目を順次追記）				
7-1					

# 今後のスケジュール（予定）

# 資料 7

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有識者会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回 (8/24)</li> <li>・ 会議の設置</li> <li>・ 調査概要</li> <li>・ 検証項目案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回 (9下旬)</li> <li>・ 投票システム</li> <li>・ 検証項目案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3回 (10下旬)</li> <li>・ 投票システム</li> <li>・ 実施体制</li> <li>・ システム確認</li> <li>・ 検証項目案</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>第4回 (12月)</li> <li>・ 結果報告</li> <li>・ 検証評価案</li> <li>・ 罰則の検討</li> <li>・ 報告書骨子</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第5回 (1月)</li> <li>・ 結果報告</li> <li>・ 検証評価案</li> <li>・ 報告書案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告書とりまとめ</li> </ul>	
プレ住民投票	システム開発			プレ住民投票実施	検証	予備日		
住民意識調査	企画、アンケートフォーム作成		調査実施		集計・分析			
啓蒙・啓発	チラシ、webコンテンツ作成			チラシ配布、ワークショップ開催				コンテンツ配信

# 有識者会議のスケジュール及び議題（予定）

- 第1回 令和4年8月24日（水）  
（議題） 有識者会議の役割と体制、委員の紹介  
つくば市提案の概要、本事業の概要  
プレ住民投票の概要について  
スケジュールについて
- 第2回 令和4年9月下旬開催  
（議題） プレ住民投票の投票システムについて  
検証項目に関する検討
- 第3回 令和4年10月下旬開催  
（議題） プレ住民投票の投票システム及び実施体制について  
システム確認（監査）の概要とスケジュールについて  
検証項目の設定
- （令和4年11月 プレ住民投票の実施）
- 第4回 令和4年12月開催  
（議題） プレ住民投票の結果報告  
検証項目の評価に関する検討  
不正行為の罰則規定に関する検討  
有識者会議の報告書に関する検討
- 第5回 令和5年1月開催  
（議題） プレ住民投票及び住民意識調査の結果報告  
検証項目の評価の確定  
不正行為の罰則規定に関する検討  
有識者会議報告書案について

	当日日本人による投票所での投票	期日前投票	不在者投票	郵便等投票 特例郵便等投票	在外投票	電子投票	(参考) つくば市提案 のインターネット投票
根拠法	公職選挙法	公職選挙法 (第48条の2)	公職選挙法 (第49条)	公職選挙法 (第49条②) 特例郵便等投票法 (※1)	公職選挙法 (第49条の2)	電磁的記録式投票 法(※2)	—
選挙の種類	衆・参議員選出選挙・地方公共団体の長及び議員を選出する選挙	同左	同左	同左	衆・参議員選出選挙	条例を定めた地方公共団体の長及び議員を選出する選挙	つくば市長及びつくば市議会議員を選出する選挙
投票人	18歳以上の日本人	同左	病院、老人ホーム等に入院・入所している選挙人、船員等	・身体に重度の障害がある選挙人 ・新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている選挙人	在外選挙人名簿に登録されている選挙人	18歳以上の日本人で住民票を有する者	18歳以上の日本人でつくば市に住民票を有する者
投票の場所	投票所	期日前投票所	不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所	選挙人の現在する場所	・在外公館の長が管理する場所 ・選挙人の現在する場所	投票所	・選挙人の現在する場所
投票方法	投票所において、投票用紙に候補者名や政党名を自書(一部選択式)して投票箱に投函	期日前投票所において、投票用紙に候補者名や政党名を自書(一部選択式)して投票箱に投函	不在者投票管理者の管理する場所において、投票用紙に投票の記載をし、封筒に入れて管理者に提出	事前の証明や書類請求等を経て、郵便・信書便により送付	以下のいずれかの方法 ・在外公館の長が管理する場所において投票用紙に投票の記載をし、封筒に入れて在外公館の長に提出 ・選挙人の現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、郵便等により送付	投票所に行き、設置されているタッチパネルを操作して投票	投票所に限らず、どこからでもパソコンやスマートフォン等から投票
立会人・管理者	立会人	同左	不在者投票管理者	なし	・在外公館の長 ・(郵便等の場合) なし	立会人	なし
干渉に対する罰則	立会人による監視 投票干渉罪等の罰則	同左	管理者による監視 投票干渉罪等の罰則	投票干渉罪等の罰則	・在外公館の長が管理する場所における投票の場合、在外公館の長による監視 ・投票干渉罪等の罰則	立会人による監視 投票干渉罪等の罰則	投票干渉罪等の罰則
投票期間と受付時間	選挙期日の午前7時から午後8時まで(繰り上げ・繰り下げがある)	公示または告示の翌日から選挙期日の前日8時半から午後8時まで(繰り上げ・繰り下げがある)	公示または告示の翌日から選挙期日の前日午前8時半から午後5時まで(繰り上げ・繰り下げがある)	公示または告示の翌日以降に投票手続を行い、各市町村の投票所の締切までに投票所に到着	・在外公館では公示または告示の翌日から締切日の午前9時半から午後5時まで(地域による) ・各市町村の投票所の締切までに投票所に到着	午前7時から午後8時まで(期日前は午前8時半から、いずれも繰り上げ・繰り下げがある)	公示または告示の翌日の午前7時から選挙期日の午後8時まで(期前中は24時間受付)
開票手順	投票締切後、投票用紙を開票所に送って開票	同左	投票所での投票と混ぜ合わせた後、開票所に移して開票	同左	同左	投票締切後、電子記録媒体を開票所に送って開票	投票締切後、開票管理者が集計結果を確認

※1 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律

※2 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律

## (参考) 在外インターネット投票に向けた動き

### ○投票環境の向上方策等に関する研究会 報告概要（平成30年8月）

#### Ⅱ 個別項目についての考え方

#### 1. 投票しにくい状況にある選挙人の投票環境向上

##### (3) 在外投票の利便性向上（インターネット投票）

(課題) 在外公館投票において、投票期間が国内に比べ短くなっているほか、遠方に居住する者が在外公館へ赴くことは困難との指摘がある。また、郵便投票では、投票用紙等の郵送に時間を要することやその請求に係る費用負担について指摘がある。

#### (検討)

- 昨今の情報通信技術の発展に鑑み、在外選挙インターネット投票について、技術的・専門的な観点から集中的に議論。
- 在外選挙インターネット投票システムのモデル及び課題項目と対応の考え方・対応方策について整理。マイナンバーカードの海外利用を前提に、公的個人認証機能により本人確認を確実に行うなど、一定の対応方策を講じることにより、在外選挙インターネット投票の実現に向けた技術・運用面の大きな課題、ハードルはクリアできると考える。
- 同時に、セキュリティ要件などシステムの実装段階に向けて詳細な検討が必要な課題もあり、その時点の最新の技術や知見を踏まえて適切に判断していくことが期待される。
- また、導入を検討する前提として、インターネット投票に関して、在外選挙人をはじめとした幅広い関係者の理解が不可欠。
- 在外選挙インターネット投票システムの基本的な仕組みは、国内のインターネット投票にも応用可能と考えられるが、投票立会人不在の投票を特段の要件なしに広く認めることについて、選挙の公正確保などとの関係から議論が必要であるか、システム規模と安定稼働対策、大規模なシステム構築や維持に要するコスト等の論点も克服することが必要。

(参考) デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月6日閣議決定）

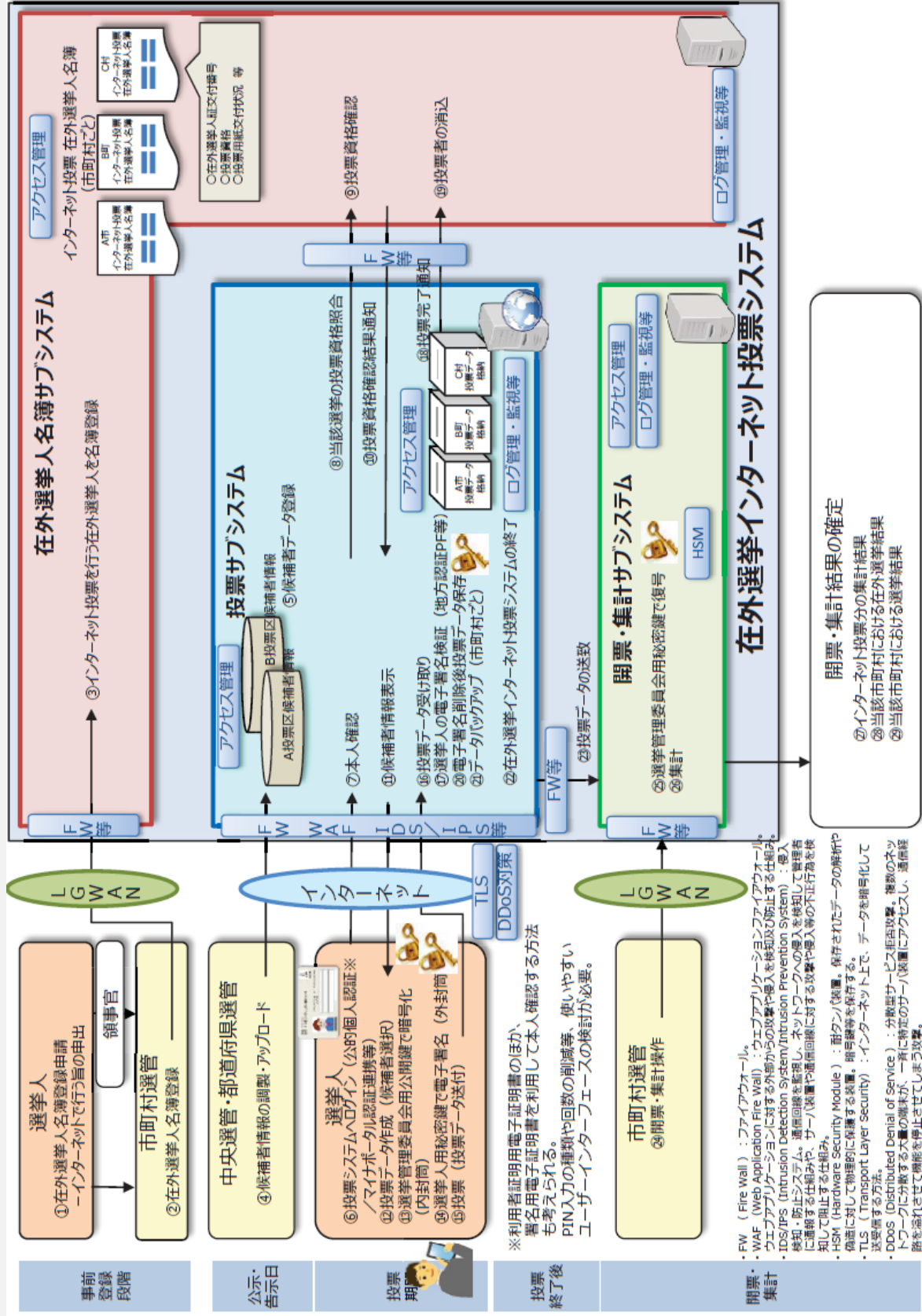
#### 第6 デジタル社会の実現に向けた施策

##### 1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

(4) マイナンバーの普及及び利用の推進

⑤ マイナンバーカードの国外継続利用の実現

令和6年度（2024年度）中の国外継続利用の開始に向け、在外公館でのマイナンバーカードの交付等の検討を進める。また、本開始に伴い、マイナンバー制度を活用した海外 在留邦人に対する円滑な領事業務の在り方の検討を進める。



**開票・集計結果の確定**

- ① インターネット投票分の集計結果
- ② 当該市町村における在外選挙結果
- ③ 当該市町村における選挙結果

**在外選挙インターネット投票システム**

- FW (Fire Wall) : ファイアウォール。
- WAF (Web Application Fire Wall) : ウェブアプリケーションセキュリティファイアウォール。
- IPS (Intrusion Prevention System) : ウェブアプリケーションに対する外部からの攻撃や悪意のある侵入を検知して防止する仕組み。
- IDS (Intrusion Detection System/Intrusion Prevention System) : 悪意のある侵入を検知して管理員に通報する仕組み。
- HSM (Hardware Security Module) : 通回線を経由してネットワークへの侵入を検知して管理員に通知して防止する仕組み。
- TLS (Transport Layer Security) : インターネット上で、データを暗号化して伝送する方法。
- DDoS (Distributed Denial of Service) : 分散型サービス拒否攻撃。複数のネットワークに分散する大量の端末が、一斉に特定のサーバ装置にアクセスし、通信経路を溢れさせて機能を停止させてしまう攻撃。

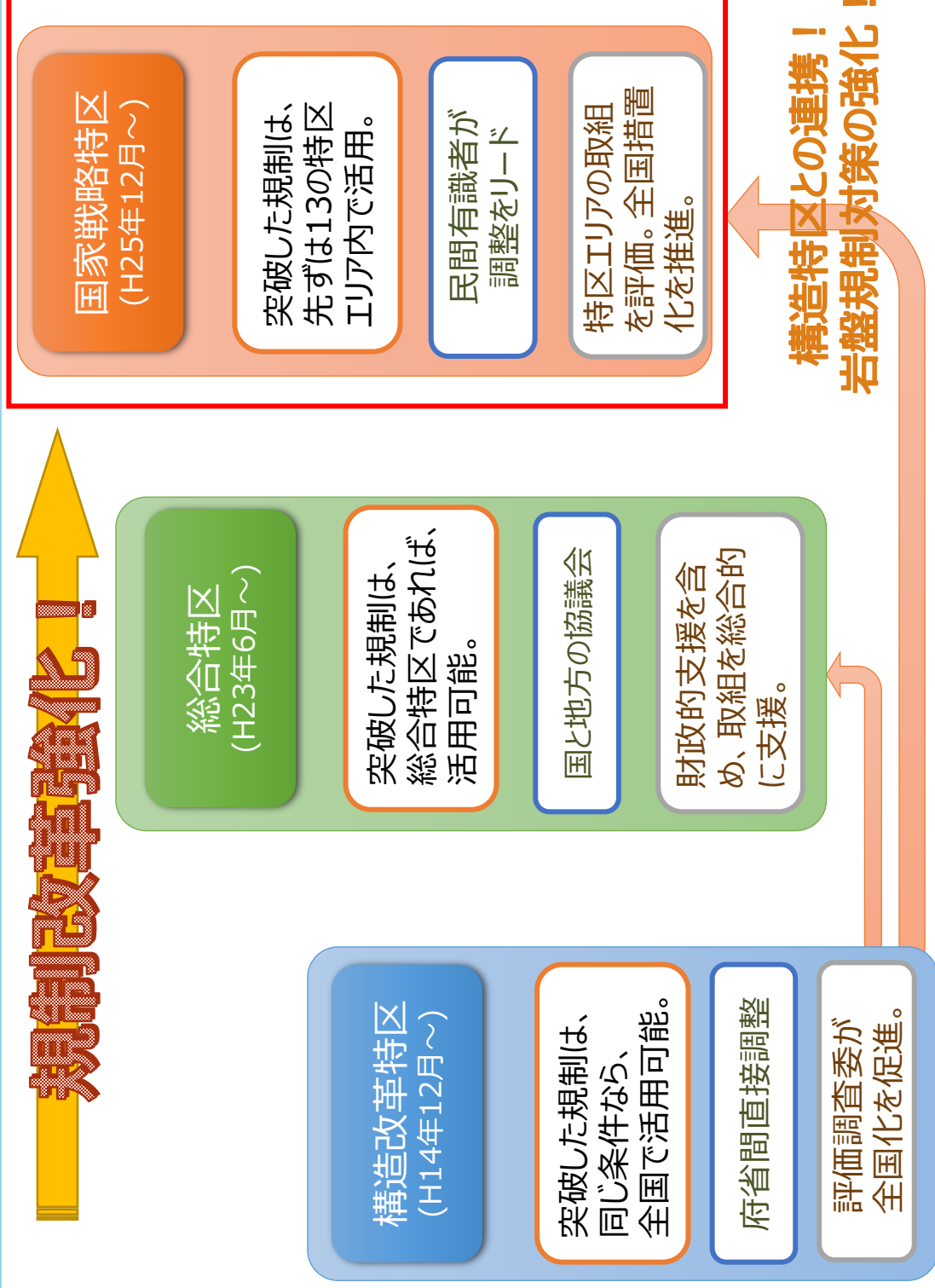


課題項目	対応の考え方及び対応方策
1. 本人確認の確実な実施 2. 在外選挙人名簿との照合	マイナンバーカードの海外利用を前提に公的個人認証サービスにより確認 在外選挙人名簿サブシステムに、個別の市町村ごとにインターネット投票を行う選挙人を登録し、各市町村は、自団体分のみアクセス可能とする。
3. 投票の秘密の確保 ① 投票データの暗号化等 ② 選挙人と投票データの事後的なマッチングの防止	① 投票データを暗号化して投票(送信)。投票データの復号にあたっては、本人情報を切り離れた上で行う。 ② 選挙人の電子署名を付与した投票データは、検証(本人確認)後に電子署名を削除し、選挙人情報とは切り離して保存することにより、事後的なマッチングを防止。
4. システムダウン対策 ① システムの安定稼働 ② システムへの不正アクセス等の対策 ③ 一斉アクセスに係る負荷への対策	① 各サーバに対するサイバー攻撃や自然災害等によるシステムの故障・ダウン等に備え、サーバの二重化・バックアップの対策を検討。 ② 不正アクセス、DDoS攻撃(※)等の対策として、ファイアウォールや侵入検知・防止システム(IDS/IPS)の構築、プロバイダ側で提供しているDDoS対策サービスの利用等を適切に判断。 ※大量データの送信により、過大な負荷を与えてシステムを停止させる攻撃 ③ 在外選挙人が一斉にアクセスした場合の負荷にも耐え得るサーバ容量の確保や、負荷分散など輻輳(通信の許容量を超える状態)を回避する技術的な仕組みを整備。
5. データ改ざん等への対応 (システムの信頼性確保)	不正な書換え等がないなどのデータの正確性の確保及びシステムの安定稼働のため、アクセスコントロール、サーバの二重化・バックアップ、フィッシング対策などの技術的対策を講じる。 また、事後検証が可能で、システムが正常に動作することを保証する一助として各種監査証跡(ログ)を保存するなどの仕組みを整備。
6. 事後的な投票内容の検証手段 (開票結果の正当性)	争訟対応ならびに事後検証に備え、システム全般の信頼性を担保するための各種監査証跡(ログ)や証拠書類を保存。
7. セキュリティ対策 ① 通信回線に対するセキュリティ確保 ② 個人端末に対するセキュリティ確保 ③ テスト・実証環境の整備 ④ 投票システムと開票システムの関係	① 投票データの暗号化に加え、経路の暗号化(通信の暗号化)などの技術的対策を講じる。 ② 個人端末については、選挙人の自己責任を原則とするが、セキュリティ対策のアップデート等に関する啓発、システムの正常な動作が一般的に確保される端末・OS等についての公表・周知、ヘルプデスクの設置などの対策を講じる。 ③ システム開発後の運用開始前ならびに実運用開始後においても、様々なケースに備えた十分なテスト・実証を行う環境を整備し、検証を行う。 ④ 投票システムと開票・集計システムはデータ抽出・移送によるリスクを生まず、かつ、概念としては分かれたものとし、開票管理者が開票立会人の立会いの下で開票作業を開始することに相当する手順を経てから開票・集計に係る処理を行う。
8. その他の想定されるリスク ① 諸外国におけるインターネット接続規制 ② 内部統制	① 国によりインターネット環境が異なる中、サイトブロックなどの緊急時対策として、在外公館において投票ができる環境整備などを図る。 ② 選挙事務従事者等の内部関係者の不適切な行為による不正やミスを未然に防止するための対策(アクセス権管理、二要素認証、監視、二重チェック、透明性の高いフロー)、迅速に検知する仕組み、罰則規定等、技術・運用・制度の観点から対策を講じる。

- 国家戦略特区制度は、**大胆な規制・制度改革**を**実行し、「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出する**ことを目指して創設。国家戦略特別区域法（平成25年成立）に基づく制度。

令和4年6月時点

## 規制改革強化！



## 国家戦略特区法改正の流れ

- **平成25年12月7日 国家戦略特別区域法成立**
  - ・都市計画法等に係る手続きのワンストップ化
  - ・農業委員会と市町村の事務分担に係る特例等
- **平成26年5月1日 1次指定**
- **平成27年7月15日 同法改正（公布）**
  - ・スタートアップビザ
  - ・地域限定保育士等
- **平成27年8月28日 2次指定**
- **平成28年1月29日 3次指定**
- **平成28年6月3日 同法改正（公布）**
  - ・遠隔服薬指導
  - ・株式会社等による農地取得等
- **平成29年6月23日 同法改正（公布）**
  - ・クールジャパン・インバウンド外国人材の受入れ・就労促進
  - ・小規模認可保育所における対象年齢の拡大等
- **令和2年6月3日 同法改正（公布）**
  - ・「スーパーシティ」構想の実現に向けた制度の整備
  - ・地域限定型 規制のサンドボックス制度の創設
  - ・特区民泊における欠格事由（暴力団排除規定等）等の整備
- **令和3年5月19日 同法改正（公布）**
  - ・株式会社等による農地取得の特例の延長
  - ・工場立地規制の特例の創設等
- **令和4年4月15日 スーパーシティ、デジタル田園健康特区 指定**

## 区域の指定の状況

- **1次指定（平成26年5月政令制定）**
  - 東京圏：国際ビジネス、イノベーションの拠点
  - 関西圏：医療等イノベーション拠点、チャレンジ人材支援
  - 新潟市：大規模農業の改革拠点
  - 養父市：中山間地農業の改革拠点
  - 福岡市：創業のための雇用改革拠点
  - 沖縄県：国際観光拠点
- **2次指定（平成27年8月政令改正）**
  - 仙北市：「農林・医療の交流」のための改革拠点
  - 仙台市：「女性活躍・社会起業」のための改革拠点
  - 愛知県：「産業の担い手育成」のための教育・雇用・農業等の総合改革拠点
- **3次指定（平成28年1月政令改正）**
  - 千葉市（東京圏）
    - ：「近未来技術実証・多文化都市」の構築
  - 広島県・今治市
    - ：国際交流・ビッグデータ活用特区
  - 北九州市（福岡市・北九州市）
    - ：高齢者の活躍や介護サービスの充実による人口減少・高齢化社会への対応
- **スーパーシティ、デジタル田園健康特区 指定（令和4年4月政令改正）**
  - つくば市：スーパーシティ
  - 大阪市：スーパーシティ
  - 吉備中央町・茅野市・加賀市
    - ：デジタル田園健康特区（革新的事業連携型国家戦略特区）



## 都市再生

- **都市計画手続きの迅速化**  
→ 東京都のプロジェクトの経済波及効果は、約1.5兆円。
- **建築物用地下水の採取**

## 医療

- **外国医師の業務解禁**  
→ 2021年度末時点で延べ8人の外国医師による医療が可能となり、外国人の医療ニーズに対応。
- **病床規制の特例**  
→ 2021年度末時点で全国10箇所の医療機関において増床が可能となり、最先端医療の提供に貢献。
- **医学部の新設**
- **遠隔服薬指導の解禁（過疎地・都市部）** [全国措置化]

## 保育

- **都市公園内保育所設置の解禁** [全国措置化]  
→ 該当エリアの待機児童約3割の解消に貢献。
- **小規模認可保育所（対象年齢の拡大）**  
→ 2021年度末時点で兵庫県西宮市ほか2市の14施設で3歳児以上の受入に対応。
- **地域限定保育士**  
→ 2021年度は神奈川県で601人、大阪府で350人が地域限定保育士試験に合格し、保育人材の確保に貢献。

## 農業・林業

- **農業生産法人の要件緩和** [全国措置化]
- **農家レストランの農地内設置特例** [全国措置化]  
→ 12箇所で開催し、農業の6次産業化や雇用の創出に貢献。
- **保安林の解除手続期間の短縮** [全国措置化]  
→ 愛知県が全国初活用。自動車産業の国内立地の機動的な拡充に貢献。

## 観光

- **古民家への旅館業法の適用除外** [全国措置化]  
→ 2019年度に約1億2千1百万円の市場を創出。
- **特区民泊の創設**  
→ 2021年度末時点で2,008事業者が参入し、9,509居室が認定。
- **観光客向けライドシェア事業の解禁**  
→ 養父市・愛知県日間賀島で事業を実施。

## 外国人材

- **外国人家事支援人材の受入解禁**  
→ 約1,000人の家事支援人材により女性の活躍推進に貢献。
- **創業外国人材の特例（スタートアップビザ）の創設**  
→ 創業に向け289名が特例を活用。制度拡充により、海外で人気のワーキングスペース等での創業も可能に。

# 区域計画の認定状況（活用事項数：66、認定事業数：408）

令和4年6月時点

## 関西圏

（大阪府・兵庫県・京都府）

医療等イノベーション拠点、チャレンジ人材支援

事項数 **27**  
事業数 **53**

- ・保険外併用療養に関する特例 ・ 病床規制の緩和
- ・iPS細胞からの試験用細胞製造の解禁
- ・革新的な医療機器、医薬品の開発迅速化
- ・可搬型PET装置による撮影 ・ 地域限定保育士
- ・農業分野及び家事支援分野での外国人受入
- ・古民家ホテル ・ 特区民泊 ・ 地下水採取
- ・工場の新増設 他

## 養父市

中山間地農業の改革拠点

事項数 **10**  
事業数 **26**

- ・農地の権利移転の円滑化 ・ 企業による農地取得
- ・農業への信用保証制度の適用
- ・自家用車による有償旅客運送 ・ 遠隔服薬指導 他

## 福岡市・北九州市

創業のための雇用改革拠点

事項数 **25**  
事業数 **69**

- ・スタートアップビザ ・ スタートアップ法人減税
- ・雇用労働相談センター
- ・航空法高さ制限の緩和 ・ 空港アクセスバス
- ・ユニット型指定介護 ・ シニア・ハローワーク
- ・遠隔服薬指導 ・ 特区民泊 他

## 沖縄県

国際観光拠点

事項数 **7**  
事業数 **10**

- ・農業分野での外国人受入
- ・農家レストラン
- ・地域限定保育士 他

## 新潟市

大規模農業の改革拠点

事項数 **12**  
事業数 **23**

- ・特別農業法人の設立
- ・農業への信用保証制度の適用
- ・農業分野での外国人受入 他

## 仙北市

「農林・医療の交流」のための改革拠点

事項数 **8**  
事業数 **9**

- ・国有林野の活用促進
- ・迅速な実験試験局免許手続き
- ・「着地型旅行商品」の企画 ・ 提供促進 他

## 仙台市

「女性活躍・社会起業」のための改革拠点

事項数 **19**  
事業数 **21**

- ・NPO法人設立手続きの迅速化 ・ 都市公園内保育所
- ・一般社団等への信用保証制度の適用
- ・革新的な医薬品の開発迅速化 ・ エンジェル税制 他

## 東京圏

（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・茨城県）  
国際ビジネス・イノベーションの拠点

事項数 **40**  
事業数 **147**

- ・都市計画法等に係る手続きのワンストップ化
- ・エリアマネジメント ・ 工場の新増設
- ・東京開業ワンストップセンター
- ・東京テレワーク推進センター
- ・近未来技術実証ワンストップセンター
- ・外国医師の業務解禁 ・ 地域限定保育士
- ・特区民泊 ・ 都市公園内保育所
- ・医学部の新設 ・ 農家レストラン
- ・家事支援分野での外国人受入 ・ 外国人美容師
- ・高度人材ポイント制度に係る特別加算
- ・障害者雇用に係る雇用率算定の特例 他

## 広島県・今治市

観光・教育・創業などの国際交流・ビッグデータ活用特区

事項数 **12**  
事業数 **19**

- ・「道の駅」民営化 ・ 獣医学部の新設
- ・雇用労働相談センター
- ・迅速な実験試験局免許手続き 他

## 愛知県

「産業の担い手育成」のための教育・雇用 ・ 農業等の総合改革拠点

事項数 **23**  
事業数 **31**

- ・有料道路コンセンション ・ 公設民営学校
- ・自動走行実証ワンストップセンター
- ・農業分野及び家事支援分野での外国人受入
- ・遠隔服薬指導 ・ 保安林解除 他

# スーパーシティ、デジタル田園健康特区について (国家戦略特区制度を活用したデジタル田園都市国家構想の推進)



内閣府地方創生推進事務局  
令和4年(2022年)8月

# スーパーシティ構想の概要

**住民が参画し、住民目線で、2030年頃に実現される未来社会**を先行実現することを目指す。

## 【ポイント】

### ① **生活全般にまたがる複数分野の先端的サービスの提供**

AIやビッグデータなど先端技術を活用し、行政手続、移動、物流、医療、教育など幅広い分野で利便性を向上。

### ② **複数分野間でのデータ連携**

複数分野の先端的サービス実現のため、「データ連携基盤」を通じて、様々なデータを連携・共有。

### ③ **大胆な規制改革**

先端的サービスを実現するための規制改革を同時・一体的・包括的に推進。



(\*1) API :Application Programming Interface 異なるソフト同士でデータや指令をやりとりするときの接続仕様



# スーパーシティ、デジタル田園健康特区の区域指定までの経緯

令和2年（2020年）

9月1日 改正国家戦略特区法 施行

12月25日 スーパーシティ提案の公募開始

令和3年（2021年）

4月16日 提案締め切り（31の地方公共団体から提案）

8月6日 スーパーシティの区域指定に関する専門調査会（第1回）

8月24日 地方公共団体に対し、規制改革などの再提案を依頼

10月15日 再提案の締め切り（28の地方公共団体から提案）

秋～ 国家戦略特区ワーキンググループにおいて規制改革などを集中的に議論

令和4年（2022年）

2月9日 スーパーシティの区域指定に関する専門調査会（第2回）

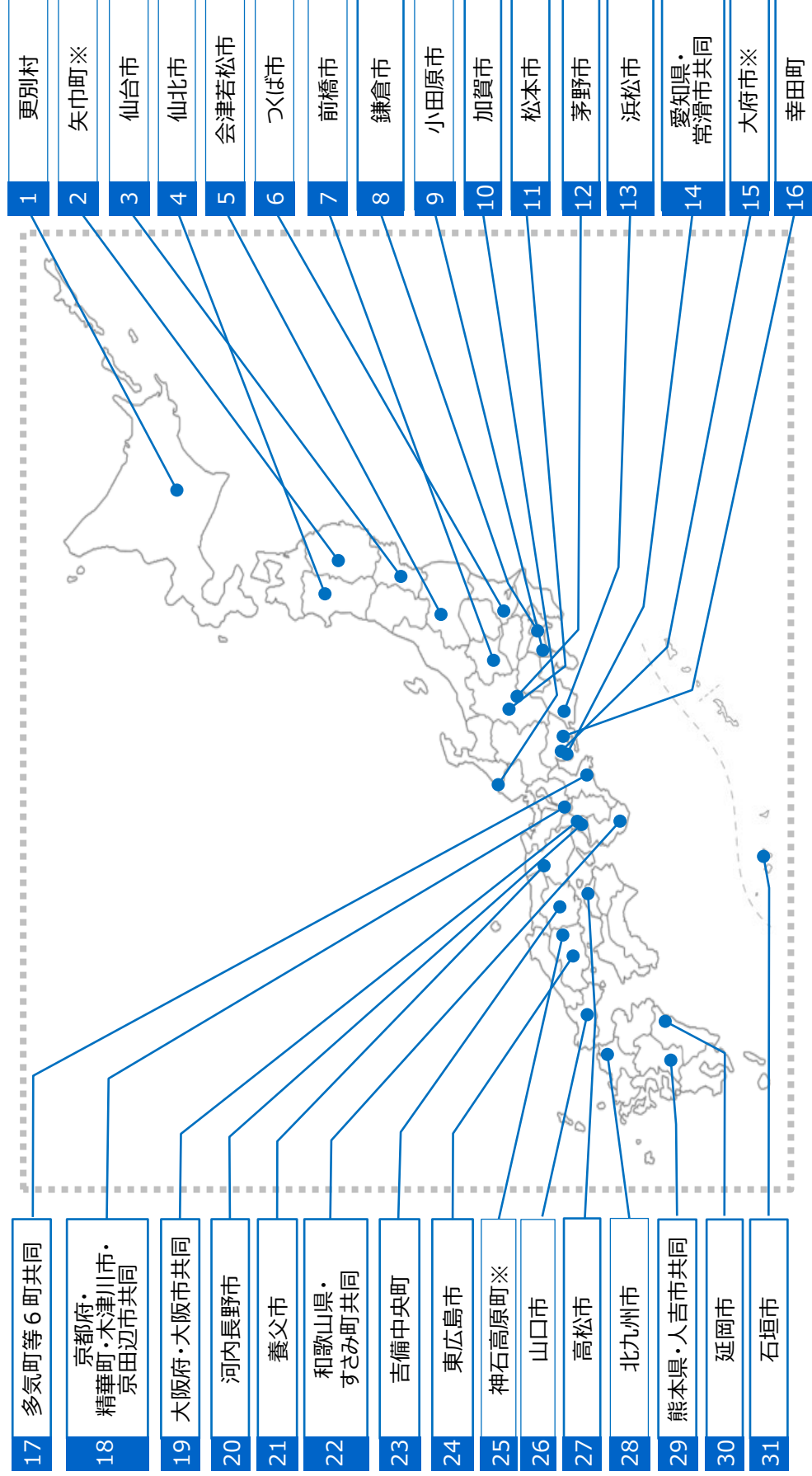
3月4日 スーパーシティの区域指定に関する専門調査会（第3回）

3月10日 国家戦略特区諮問会議

4月12日 政令閣議決定（スーパーシティとしてつくは市及び大阪市、デジタル田園健康特区として吉備中央町、茅野市及び加賀市を指定）

# スーパーシティ型国家戦略特区の提案自治体

令和3年4月、31の地方公共団体からスーパーシティの提案。  
同年10月、うち、28の地方公共団体から、規制改革などの再提案。



※の3団体は10月に再提案がなかった

# スーパーシティ型国家戦略特別区の指定基準（国家戦略特別区基本方針）

令和2年10月30日一部変更

- ① データ連携基盤を通じた複数分野の先端的サービスの提供（概ね5分野以上を目安）
- ② 広範かつ大胆な規制・制度改革の提案と、先端的サービス等の事業の実現に向けた  
地方公共団体、民間事業者等の強いコミットメント
- ③ 構想全体を企画する者である「アーキテクト」の存在
- ④ 地方公共団体の公募による必要な能力を有する主要な事業者候補の選定
- ⑤ 地方公共団体による区域指定応募前の住民等の意向の把握
- ⑥ データ連携基盤の互換性確保及び安全管理基準適合性
- ⑦ 住民等の個人情報の適切な取扱い

<p><b>スーパースイシティ型国家戦略特区</b></p> <p><b>つくば市</b></p>	<p><b>大阪（府・市）</b></p>	<p><b>デジタル田園健康特区</b> <b>（吉備中央町、茅野市、加賀市）</b></p>
<p><b>概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>つくばスーパースイシティ構想。デジタル、ロボット等の最先端技術を社会実装</li> <li>住民参加で、住民中心のスーパースイシティを目指す</li> <li>対象エリアは、つくば市全域</li> <li>国の研究機関、筑波大等と連携し推進</li> </ul>	<p><b>最適移動社会の実現</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2025年の大阪万博開催を見据えた取組</li> <li>「データで広げる健康といのち」がテーマ</li> <li>対象エリアは、万博予定地の夢洲、大阪駅北の「うめきた2期」の二つの新規開発エリア</li> <li>住民QoL向上、都市競争力強化を目指す</li> <li>関経連、大商、万博協会等と連携し推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3自治体が連携し、デジタル技術を活用し健康、医療の課題解決に重点的に取り組む</li> <li>人口減少、少子高齢化、コロナ禍など地方の課題解決のモデル化を目指す</li> <li>医療やデジタルの専門家、地域の医療機関等の強いコミットメントのもと推進</li> </ul>
<p><b>事業構想</b></p> <p><b>移動・物流分野</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型モビリティやロボットの本格導入</li> <li>ロボットやドローンによる荷物の配送</li> </ul> <p><b>行政分野</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット投票</li> <li>外国人向け多言語での情報発信</li> </ul> <p><b>医療分野</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーを活用したデータ連携による健康医療サービスの提供</li> <li>防災・インフラ・防犯</li> </ul> <p><b>デジタルツイン・まちづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3Dマップの作成によるデジタルツインの実現</li> <li>ロボットと共生する都市空間の創出</li> </ul> <p><b>オープンハブ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人創業活動支援</li> <li>大学の土地や施設等の貸付 等</li> </ul>	<p><b>健康医療分野のタスクシフト</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医療における看護師の役割拡大</li> <li>救急医療における救急救命士の役割拡大</li> </ul>  <p><b>健康医療情報の連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康医療情報の自治体を超えたデータ連携</li> <li>健康医療情報の患者本人やその家族による一元管理（医療版「情報銀行」制度構築）</li> </ul> <p><b>予防医療やAI活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>AI、チャット機能を活用した遠隔服薬指導等</li> </ul> <p><b>移動・物流サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ポランティアドライバーによる通院送迎</li> <li>タクシー等を使った医薬品等の配送</li> </ul> 	<p><b>健康長寿社会の実現</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国籍や場所にとらわれない先端的な国際医療サービス（外国人医師による診察、外国の医師による遠隔診療等）</li> <li>ヒューマンデータ、AIの活用による健康増進プログラムの提供</li> </ul> <p><b>データ駆動型社会の実現</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>AIによる気象予報</li> <li>夢洲建設工事でのBIMデータ等の活用</li> <li>VR・MR技術の活用等による「未来の公園」</li> </ul>

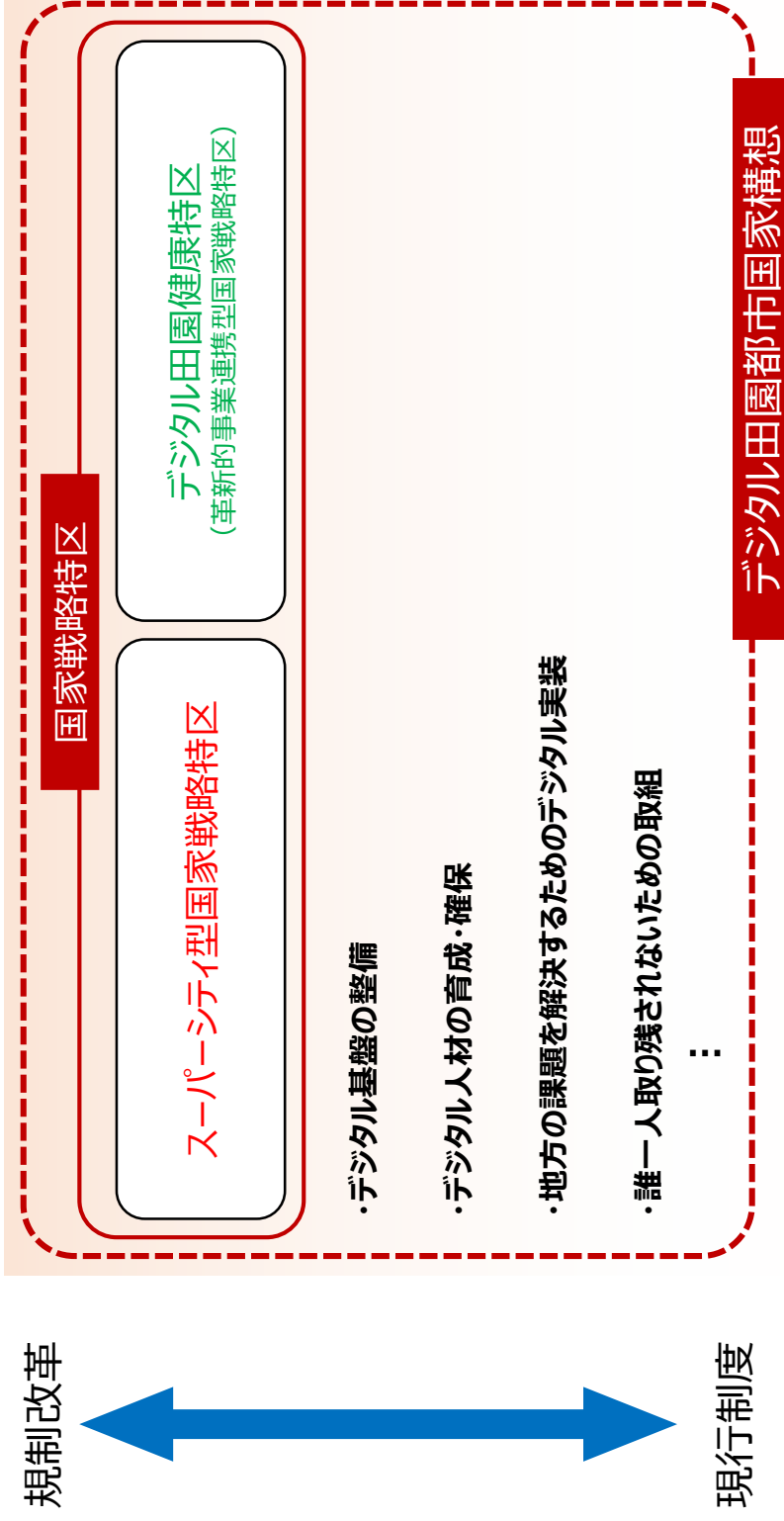
# スーパーシティ型国家戦略特区等とデジタル田園都市国家構想

- スーパーシティは、幅広い分野でDXを進める「未来社会」志向であるのに対し、デジタル田園健康特区は、人口減少、少子高齢化など特に地方部で問題となっている課題に焦点を当て、当該特区において先駆的に地域の課題解決を図ることを重視。
- いずれも国家戦略特区として、デジタル田園都市国家構想を先導することが期待される。

幅広い分野のDX  
（「未来社会」志向）

↑

人口減少、少子高齢化への対応  
（「地域の課題解決」志向）



# 経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太方針2022）（抄） 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（抄）

## ○経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太方針2022）（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

第2章 2.（3）多極化・地域活性化の推進  
（デジタル田園都市国家構想）

（前略）あわせて、デジタル田園都市国家構想を先導することが期待されるスーパーシティ及びデジタル田園健康特区の取組を推進する。

## ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

V. 1.（1）⑥規制・制度の一括改革と実証事業の実施

（前略）また、デジタル田園都市国家構想を先導することが期待されるスーパーシティ及びデジタル田園健康特区の取組を推進する。

# 先端的サービスの開発・構築等に関する調査事業（公募概要）

- 対象事業：スーパーシティ型国家戦略特区又はデジタル田園健康特区において、民間事業者、大学等が提供しようとする先端的サービスの開発・構築や先端的サービス実装のためのデータ連携に関する調査事業
- 実施主体：民間事業者、大学等
- 選定基準：
- ① 先端的サービスについて、スーパーシティ又はデジタル田園健康特区の構想に係るサービスであること
  - ② 先端的サービスについて、実証にとどまらず、社会実装を行うものであること
  - ③ 先端的サービスについて、先進性や革新性を有すること、国際競争力の強化又は地域課題の解決に資すること
  - ④ 先端的サービスについて、AIの活用やデータ連携などデジタル化に関連するサービスであること
  - ⑤ 本件調査が、大胆な規制改革や新たなルール・制度設計の検討につながることを得ること
  - ⑥ 本件調査の実施や本件の応募について、指定区域の地方公共団体から同意等を得ていること
- 選定件数：10件～15件程度
- 選定方法：外部有識者を含む選定委員会による審査
- 予算総額：8億3,000万円程度
- 1件当たりの予算額：2,000万円～5,000万円程度（3分野以上又は3区域以上で取り組む場合は上限1億円）
- 公募期間：6月1日～6月20日

# 先端的サービスの開発・構築等に関する調査事業（採択事業一覧）

No.	事業内容	関連する国家戦略特区
①	公職選挙におけるインターネット投票の実現に向けた技術的検証	スーパーシティ（茨城県つくば市）
②	ロボットやIoTセンサ等を活用したインクルーシブシティの実現	スーパーシティ（茨城県つくば市）
③	リアルメタバースと連携したレベル4のドローン物流	スーパーシティ（茨城県つくば市）
④	救急医療の質向上のための高度救急搬送システムの構築	スーパーシティ（茨城県つくば市）
⑤	交通弱者のラストワンマイル対策としてのパーソナルモビリティを活用した移動サービス	スーパーシティ（茨城県つくば市）
⑥	空飛ぶクルマの大阪ベイエリア航路実現性の調査	スーパーシティ（大阪府大阪市）
⑦	夢洲プラットフォームの構築	スーパーシティ（大阪府大阪市）
⑧	「コモンラウンド構想」の早期実現に向けたプラットフォームの構築	スーパーシティ（大阪府大阪市）
⑨	交通分野のダイナミックプライシング等を通じた「OSAKAファストパス」サービス実現	スーパーシティ（大阪府大阪市）
⑩	健康医療情報の自治体を越えたデータ連携の実現	デジタル田園健康特区
⑪	救急救命士によるエコー検査の実施等に向けた技術的検証	デジタル田園健康特区
⑫	訪問看護の質向上のためのポケットエコーを活用した排泄管理アセスメント	デジタル田園健康特区
⑬	看護師によるAI診断支援ソフトを用いたポータブルエコー活用	デジタル田園健康特区
⑭	3Dマップを活用した災害発生時の消防・自主防災組織等の連携支援	デジタル田園健康特区
⑮	Wi-Fi HaLowを活用した新サービス創出に向けた技術的検証等	デジタル田園健康特区



# 今後のスケジュール

---

令和4年（2022年）

- 7月～ 規制改革提案項目の各省の検討状況等についてフォローアップを実施
- 8月26日 スーパーシティ・スマートシティフォーラム2022（内閣府主催）
- 秋以降 国家戦略特区ワーキンググループにおいて規制改革を集中的に議論



- 冬以降 区域会議（スーパーシティの基本構想案、デジタル田園健康特区の区域計画案の審議）  
国家戦略特区諮問会議（基本構想等について審議）

令和5年（2023年）

- 2月・3月 国家戦略特区法改正法案 国会提出（P）

# 規制改革提案事項の今後の進め方

## 第54回国家戦略特区諮問会議決定事項（6/13）

### 1. スーパーシティ構想等の推進

- ・ 2022年3月の国家戦略特区諮問会議における議論を踏まえ、今後の規制改革の実現に当たっては、以下の方針で取り組む。
  - i) 規制所管省庁と概ね合意している項目について、早期に具体化する
  - ii) 規制所管省庁と合意できていない項目について、特区WG等を活用して規制所管省庁との調整を加速する。
  - iii) 新たな規制改革事項について、地方公共団体と連携し検討を推進する。

### 規制改革提案の各省の検討状況についてフォローアップ実施 （7月～）

上記方針に基づき、以下の項目について規制所管省庁に対して回答を要請

- i) 規制所管省庁と概ね合意している項目の具体的な措置状況
- ii) 規制所管省庁と合意できていない項目に係る現時点の対応方針  
（スタンスの変更の有無）

### 新たな規制改革事項に係る自治体 ヒアリング（8月以降）

- iii) 区域指定以降自治体から提案の  
あった新たな規制改革事項について、  
自治体ヒアリング

### 秋以降

十分な回答が得られなかった規制改革事項について、特区WGを開催し規制所管省庁と集中的に議論

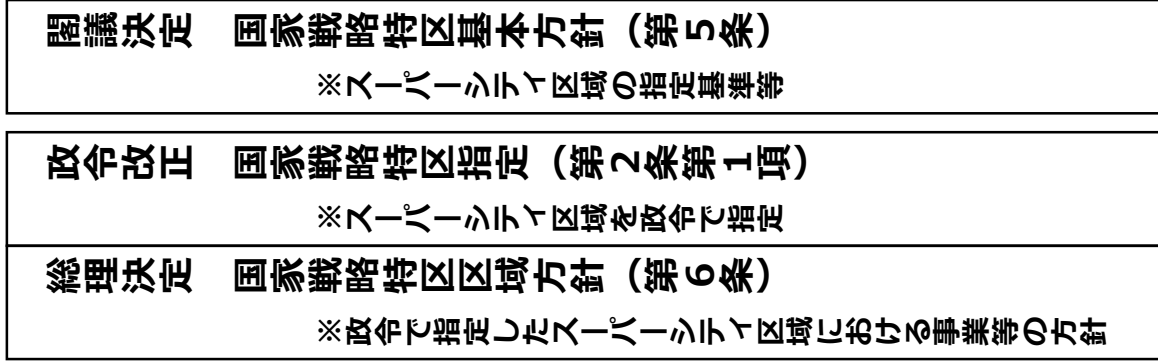
(参考)

規制改革の 具体化の状況	スーパーシティ		デジタル田園健康特区 (吉備中央町、茅野市、加賀市)
	つくば市	大阪(府・市)	
規制所管省庁 と <b>概ね合意</b> して いる項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搭乗型移動支援ロボットの歩道通行の特例</li> <li>・ロボットの自動走行等にも活用可能な3次元空間のデジタル基盤の構築</li> <li>・外国人創業活動支援に関する特例</li> <li>・研究開発推進のための施設整備に関する国立大学法人の土地等の貸付に関する特例</li> <li>・補助金等交付財産の処分の制限に係る承認の手続きの特例</li> <li>・マイナンバーの利用範囲等の拡大の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「空飛ぶクルマ」の社会実装</li> <li>・ソフトウェアを活用した気象予報に係る気象予報士の設置基準の緩和</li> <li>・ローカル5Gの広域利用</li> <li>・万博に関する仮設建築物等の設置に係る特例</li> <li>・新たな機能性表示食品の実現に向けた相談対応等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急救命処置の先行的な実証</li> <li>・過疎地域等における貨客混載の実施に係るニーズの把握</li> <li>・マイナンバーの利用範囲等の拡大の検討【再掲】</li> <li>・外国人創業活動支援に関する特例【再掲】</li> </ul>
規制所管省庁 と <b>合意できてい</b> <b>ない</b> 項目 (特区WGで 議論中)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公職選挙におけるインターネット投票の実施</li> <li>・国立大学法人、国の研究機関の調達についてWTO政府調達協定対象機関から除外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動運転バスによる貨客混載運送</li> <li>・英語による医師・看護師試験の実施</li> <li>・海外の医師による遠隔診療の実施</li> <li>・海外既承認(国内未承認)薬の処方の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療における看護師の特定行為の拡大</li> <li>・妊婦健診を踏まえた予防医療との混合診療</li> <li>・AIによるオンライン服薬指導等</li> </ul>

※具体的な項目は今後の検討により追加する可能性がある。

# 国家戦略特区法等に基づくスーパーシティの制度的枠組みと手続きフロー

国家戦略特区法：令和2年6月3日公布、9月1日施行  
国家戦略特区基本方針：令和2年10月30日一部変更



**区域会議**  
(特区担当大臣・首長・事業者等)

**区域計画の案 (通称：基本構想) の作成 (第8条)**

- ・ 区域の名称
- ・ スーパーシティ事業 (住民等の共同の福祉又は利便増進を図るデータ連携基盤整備事業を含むものに限る) の内容及び実施予定主体
- ・ 先端的区域データ活用事業活動に必要と見込まれる特例措置
- ・ 経済的社会的効果 等

**総理認定**

**データ連携基盤整備事業に係る区域計画 (第8条)**

- ・ 行政機関等が保有するデータの提供の「求め」 (安全管理基準を満たす者に限る)

**■ 規制所管大臣に対する新たな規制の特例措置の求め**

区域会議は、先端的区域データ活用事業活動の実施に際し、内閣総理大臣に対し、住民その他の利害関係者の意向を踏まえた区域計画案を添えて、内閣府令で定めるところにより (住民合意を証する書面、必要に応じ条例による規制改革の案を添付)、新たな規制の特例措置の整備を「求め」ることができる。

- ・ 内閣総理大臣は、当該規制の所管大臣に新たな規制の特例措置の検討を要請する。規制所管大臣は、特例措置を講ずるか否かについて、特区諮問会議の意見を聴いた上で、遅滞なく通知・公表するものとする。
- ・ 特区諮問会議は、必要に応じ、規制所管大臣に対し勧告することができる。

(地方事務の場合)

**■ 条例による特例措置の実現**

(国事務の場合)

**■ 新たな規制の特例措置の追加**

**複数の特例措置を一括かつ迅速に実現**